

国民健康保険の加入・喪失手続きはお済みですか？

国民健康保険(以下、国保)は職場の健康保険に加入していない人が加入する保険です。就職や退職などで加入する健康保険が変わった人で、次の場合には、国保への加入や喪失の手続きが必要です。

手続きはお早めに!!

加入 退職した人

会社を退職し健康保険を喪失した人は、国保加入の届け出が必要で、

※次のいずれかに該当する人は、国保に加入する必要はありません

- 退職した会社の健康保険の任意継続に加入
- 再就職などで、新しい職場の健康保険や共済組合に加入
- 家族の健康保険の被扶養者に認定
- 後期高齢者医療制度に加入
- 生活保護を受けている

【必要なもの】

健康保険の資格喪失証明書、世帯主と加入する人全員分のマイナンバーが確認できるもの(通知カードなど)、顔写真付きの本人確認書類(運転免許証など)、認めめの印鑑

加入の届け出が遅れると

- ①未加入期間の医療費は全額自己負担です
 - ②保険料をさかのぼって納めなければなりません
- 国保の加入日は届け出日ではなく、直前まで加入していた健康保険の喪失日です。保険料も、資格を喪失した月まで(最大2年間)さかのぼって納めることとなります。

喪失 就職した人

なお、さかのぼって国保に加入すると、すでに支払った医療費のうち、自己負担額を除く金額(保険者負担分)を申請により療養費として給付します(診療日の翌日から2年以内の医療費に限る)。

国保に加入中で就職などにより他の健康保険に加入した人は、国保の喪失手続きが必要です(会社では手続きをしてくれません)。

【必要なもの】

新しくできた保険証(喪失する人全員分)、国保の保険証、世帯主と喪失する人全員分のマイナンバーが確認できるもの(通知カードなど)、顔写真付きの本人確認書類(運転免許証など)、認めめの印鑑

喪失の届け出が遅れると

手続きをしないと国保に加入したままになってしまい、国保料の督促状が届いたり、口座から国保料を引き落とされたり、納めすぎた国保料をお返しできなくなる場合があります。

※直接、手続き場所へ行くことが難しい場合は、ご相談ください

【手続き場所】

国保・年金課(市役所別館3階 ③番窓口)、支所、出張所
 問 国保・年金課 ☎948-6363・FAX 934-2631

寄せ付けない・インフルエンザ!

これから流行期を迎えるインフルエンザ。ウイルスを寄せ付けないために、インフルエンザ予防のポイントをしっかり守り、感染予防に努めましょう。

インフルエンザ予防のポイント

インフルエンザの主な感染経路は、咳やくしゃみの際に口から発生される小さな水滴による飛沫感染です。飛沫を浴びないようにすれば、インフルエンザに感染する機会は大きく減少します。

■流行前の予防接種

予防接種後抗体ができるまでに約2週間程度かかります。12月中旬までの接種がおすすめです。13歳以上は1回、13歳未満は2回接種です。

■手洗い・うがい

外から帰ったときは必ず、手洗い・うがいをしましょう。

正しい手の洗い方



■咳エチケットを守る

咳やくしゃみなどの症状があるときは、マスク(不織布)を着用しましょう。

■湿度を保つ

ウイルスは乾燥している環境で活発になります。加湿器などで湿度を50~60%程度に保ちましょう。

■バランスのとれた栄養と十分な休養

■早めの受診

38度を超える急な発熱や全身倦怠感などの症状があるときには、早めに医療機関を受診しましょう。



税 告知ですか? 個人市・県民税の特別徴収

特別徴収(給与天引き)とは

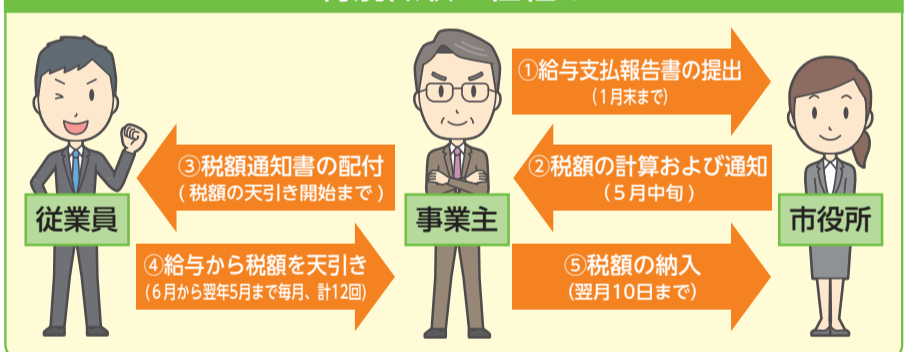
給与の支払者である事業主が、従業員の個人市・県民税を毎月の給与から天引き(特別徴収)して、翌月の10日までに市へ納入する制度です。事業主は原則、全ての従業員の個人市・県民税を特別徴収することが義務付けられています。

※従業員には、パート、アルバイト、役員なども含まれます

給与天引きなので、納め忘れもなく安心です。



特別徴収の仕組み



特別徴収Q&A

- Q** どうしても特別徴収になりますか?
A 地方税法で特別徴収することが義務付けられていますので、従業員の個々の希望で普通徴収(個人が納付書や口座引き落としで納める方法)を選択することはできません。
- Q** 特別徴収にするメリットは何ですか?
A 年12回に分けて給与から天引きされるため、年4回で個人が納める普通徴収に比べて1回あたりの負担が少なくなります。
- Q** 特別徴収に切り替える場合、従業員が手続きする必要はありますか?
A 手続きは、事業主が市へ届け出するため、従業員が直接手続きをする必要はありません。
- Q** 2カ所以上で働いているのですが、どちらの勤務先から特別徴収されるのですか?
A 原則として、前年の給与収入額が大きい勤務先から特別徴収されますが、給与支払報告書の内容や前年度の状況から、市がどこの勤務先から特別徴収するかを決定します。
- Q** 会社の給与以外に副業収入があり、会社に知られたくないので特別徴収はしたくないのですが?
A 給与所得にかかる個人市・県民税は、従業員の希望により普通徴収を選択することはできませんが、給与以外の所得にかかる個人市・県民税は、申告時に希望すると普通徴収にすることもできます。

